

柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱

平成17年10月 3日告示第62号

(改正) 平成19年 3月26日告示第22号

(改正) 平成31年 1月17日告示第 3号

(設置)

第1条 柴田町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年柴田町条例第11号。以下「条例」という。）第5条第2項及び柴田町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則（平成17年柴田町規則第17号）第5条の規定に基づき、公の施設の指定管理者の候補者を公正かつ適正に選定するため、指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）の諮問に応じ、次の事項を所掌する。

- (1) 指定管理者の公募に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (3) 指定管理者の指定の取消し等に関すること。
- (4) その他指定管理者に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の事項に定める職にある者を委員として組織する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 総務課長
- (4) まちづくり政策課長
- (5) 財政課長
- (6) 選定にかかる当該公の施設を所管する課（以下「所管課」という。）の長

2 町長等は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる委員のほか学識経験者その他当該公の施設に関し専門的知識を有する者を委員に委嘱又は任命することができる。

(任期)

第4条 前条第1項第6号及び第2項の規定により委嘱又は任命された委員の任期は、当該公の施設の指定管理者が指定されるまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には副町長、副委員長には教育長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、委員会の会務を総括する。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。
- 4 委員会の議事は、議長を除いた出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員及び関係人の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第8条 委員は公平、公正に審査を行わなければならない。

(審査結果の公表)

第9条 委員会における審査の経過及び結果は、公表する。

- 2 委員会は、指定管理者の候補者の選定過程にかかる公正性、透明性を確保するため、委員会の議事録を整備するものとする。

(会議の開催手続)

第10条 所管課は、指定管理者の公募の基準を定めるとき、又は条例第3条の規定による公募によらない指定管理者の候補者を選定しようとするときは、柴田町公の施設の指定管理者公募基準審査依頼書(様式第1号)に必要な資料を添えて、委員長に提出しなければならない。

- 2 指定管理者の候補者の選定にあたっては、所管課は、指定管理者選定委員会開催依頼書(様式第2号)に選定における審査基準に関する資料及び選定の審査に必要な資料を添えて、委員長に提出しなければならない。
- 3 地方自治法(昭和22年法律第67号。)第244条の2第11項の規定に基づく指定管理者の指定の取消し等を行うときは、所管課は、指定管理者指定取消し等審査依頼書(様式第3号)に審査に必要な資料を添えて、委員長に提出しなければならない。
- 4 前3項に掲げる資料が提出されたときは、委員長は会議を開催し審査しなければならない。
- 5 委員会において所管課は、次の事務を行う。

- (1) 指定管理者の公募、候補者の選定又は指定の取消し等に関する議案の説明
- (2) その他委員会の業務を遂行するため必要な事務

(審査等)

第11条 公募による選定において複数の申請者があった場合は、別表に定める審査基準に基づき、採点表（様式第4号）を使用して選定するものとする。

2 公募による選定において申請者が1者であったとき、又は条例第3条の規定による公募によらない指定管理者の候補者を選定するときは、別表に定める審査基準に基づき審査するものとする。

3 前条第2項の規定により所管課が委員長に提出する審査基準に関する資料は、指定管理者の候補者の選定に際して、当該施設独自の審査の視点を設ける必要がある場合に提出するものとする。

4 委員長は審査にあたり、必要があると認めるときは、申請内容の説明を申請者に求めることができる。
（会議の庶務）

第12条 委員会の会議の庶務は、財政課において処理する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則（平成17年柴田町告示第62号）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行の前になされた公の施設の管理に関する業務を行わせるものを選定する手続は、この要綱によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年告示第22号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第3号）

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表(第11条関係)

選定における審査基準

選定基準	審査項目	審査の視点
1 住民の平等な利用の確保	(1) 住民の平等な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の利用者に対する不当な利用制限はないか。 ・一部の利用者を不適當に優遇していないか。 ・その他 ()
2 公の施設の効用の発揮と効率的な管理	(1) 利用者に対するサービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にとって利便性が高まっているか。 ・初めての利用者にとって利用しやすい施設となっているか。 ・利用者からの要望に対し、柔軟に対応できる体制となっているか。 ・平等利用の確保と両立しているか。 ・その他 ()
	(2) 施設の効果的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の質を維持又は向上させるものであるか。 ・施設の利用を促進させる方策がとられているか。 ・利用料金等の考え方は妥当か。 ・その他 ()
	(3) 管理経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・管理経費の縮減が図られているか。 ・経費の縮減に対し、事業者の創意工夫が見られるか。 ・経費の縮減が利用サービスの低下を招いていないか。 ・その他 ()
3 管理を安定して行う物的能力及び人的能力	(1) 運営管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等緊急時に対応できる体制であるか。 ・住民サービスを向上させるための十分な体制となっているか。 ・施設の運営に必要な資格者は確保されているか。 ・その他 ()
	(2) 経営の健全性・安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況に問題はないか。 ・法令等を遵守した経営が行われているか。 ・同様の施設の管理実績はあるか。 ・財務状況に問題はないか。 ・その他 ()
4 個人情報の適正取り扱い	(1) 個人情報の適正取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の体制とそのチェックは適切か。 ・その他 ()

指定管理者候補者の選定の審査に際して、公の施設独自の審査の視点を設ける必要がある場合には、「審査の視点」のその他 () に記載すること。

様式第1号(第10条関係)

第 年 月 日
号

委員 長 殿

所 管 課 長 印

柴田町公の施設の指定管理者公募基準審査依頼書

柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の公募の基準について審査を依頼します。

記

公の施設の名称		
指定管理者の指定までの日程		・公募期間 年 月 日から 月 日まで ・指定管理者の指定議案提出 年 月 町議会
募集の方法		・公募(条例第2条) ・公募によらない選定(条例第3条)
指定管理者が行う業務の範囲		・ ・ ・
公募の基準	指定の期間	年 月 日から 年 月 日まで 年間
	申請資格の特記事項	
	使用料、利用料金の別	・使用料 ・利用料金制 ・該当なし
	選定の審査基準の特記事項 (別表に規定する「審査の視点」に加える事項)	
備 考		

(添付書類)

指定管理者の公募要項(案)又は公募によらない選定の場合の資料

第 号

年 月 日

委 員 長 殿

所 管 課 長 印

指定管理者選定委員会開催依頼書

柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の選定について審査を依頼します。

記

公の施設の名称		
指定管理者の指定議案提出		年 月 町議会
申請の状況	募集の方法	・公募(条例第2条) ・公募によらない選定(条例第3条)
	申請団体の名称	
備 考		

(添付書類)

申請者から提出された書類の写し、その他選定委員会の審査に必要と認める書類

委 員 長 殿

所 管 課 長 ⑩

指定管理者指定取消し等審査依頼書

柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定取消し等について審査を依頼します。

記

1. 施設の概要

公の施設の名称		
指定の期間		年 月 日から 年 月 日まで 年間
指定の経緯	募集の方法	・公募(条例第2条) ・公募によらない選定(条例第3条)
	指定管理者名	
	指定時期	年 月 日 (年 月 町議会)

2. 審査の概要

審査項目		・指定の取消し ・業務停止	
審査内容	指定の取消しの場合 (理由)		
	業務停止の場合	業務の範囲	・全部 ・一部 (上記選択の内容)
		業務停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
		理由	
備考			

(添付書類)

審査に必要と認める書類

採点表

申請団体名()

番号	審査項目	採点				
1—(1)	住民の平等な利用の確保	良		悪		
		5	4	3	2	1
2—(1)	利用者に対するサービスの向上	良		悪		
		5	4	3	2	1
2—(2)	施設の効果的な活用	良		悪		
		5	4	3	2	1
2—(3)	管理経費の縮減	良		悪		
		5	4	3	2	1
3—(1)	運営管理体制	良		悪		
		5	4	3	2	1
3—(2)	経営の健全性・安定性	良		悪		
		5	4	3	2	1
4—(1)	個人情報の適正取り扱い	良		悪		
		5	4	3	2	1
計						